

食品表示基準（案）についての意見募集 記入様式

【※氏 名】 [一般社団法人北海道消費者協会 組織活性化 G]
(法人その他の団体にあつては名称/部署名等)

【職業（任意）】 []

【※住 所】 [〒060-0003 札幌市中央区北 3 条西 7 丁目道庁別館西棟]

【※電 話 番 号】 [011-221-4217]

【※メールアドレス】 [do@syouhisya.or.jp] (お持ちの場合)

【※御 意 見】 御意見が 600 字を超える場合、その内容の要旨も記載してください

頁	条番号	表題	御意見・理由
本体 -1	第一章 総則 第一条	適応範囲	食品表示基準の適応範囲から中食・外食が除外されているが、食品アレルギーは健康・生命にかかわる重大な問題なので、中食・外食にも適応すること。
本体 -5	第二章 加工食品 第三条	添加物	一括表示や簡略名ではどの物質をどの用途に使用したか判断できないので、一括表示と簡略名を廃止し、物質名と用途を併記する表示とすること。
本体 -7	第二章 加工食品 第三条	栄養成分	合理的な方法により得られた値(目安値)は分析値と大きく異なる可能性があり、消費者が栄養成分を判断する上で誤認を与えるので廃止すること。
本体 -7	第二章 加工食品 第三条	栄養成分	栄養成分表示の義務の適用から小規模事業者を除くことは、消費者が加工食品の栄養成分を知る上で唯一の情報源を失うことなので、適応除外を設けないこと。
本体 -11	第二章 加工食品 第三条	遺伝子組換え食品に関する事項	遺伝子組換え作物が人間や環境に与える影響は未知の部分も多く、不安を感じる消費者も多いので、重量割合に関わらず使用した全てを対象とするとともに、意図しない混入割合も欧州連合並の 1%未満にすること。
本体 -14	第二章 加工食品 第三条	原料原産地名	加工食品の原料原産地表示は商品を選択する際の最大の判断材料なので、すべての加工食品を対象とすること。

注意事項

- ① ※印の項目は必ず記入してください。
- ② 1 つの御意見に対し 1 行で記載ください。(行が足りない場合は追加してください。)
- ③ 「表題」欄には、ご意見の表題又は条文中の表に掲げる事項名(例:原材料名、添加物、栄養成分の量及び熱量 等)を記載ください。
- ④ お寄せいただいた御意見に対する個別の回答はいたしかねます。
- ⑤ 御意見については、基本的にはその要旨を公表いたしますが、提出者の氏名や住所等、個人を特定できる情報を除き、そのまま公表させていただく場合もありますので、あらかじめ御了承ください。